

平成30年著作権法改正が実務に与える影響の考察

著作権委員会*

抄録 平成31年1月1日、著作権法の改正が行われ、その中でデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応するとともに著作権等の適切な保護に資するための柔軟な権利制限規定が整備された（第30条の4、第47条の4、及び第47条の5等関係）。これにより、新たなサービス、イノベーションの創出が期待されている。

そこで本稿では、本誌第69巻1号での改正著作権法の解説に続く論説として、①米国におけるフェアユースに関する裁判例（Google Books事件、TVEyes事件）を参考とし、法改正の重要な論点となる要素の考察を行うとともに、②具体的なビジネスモデルを設定し、今回の法改正、特にデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備がどのような効果をもたらすものか考察を行う。

目次

1. はじめに
2. 米国フェアユース規定に関する判例と改正著作権法との比較検討
 2. 1 所在検索サービスと著作権法
 2. 2 フェアユースを肯定したGoogle Books事件の控訴審判決
 2. 3 フェアユースを否定したTVEyes事件の控訴審判決
 2. 4 改正著作権法第47条の5の検討
3. 具体的なビジネスモデルにおける検討
 3. 1 情報解析・情報解析サービスと著作権法
 3. 2 AI開発のためのディープラーニング
 3. 3 情報分析サービス
4. おわりに

1. はじめに

IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の技術革新による「第4次産業革命」により、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析によって付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。しか

し、従来の著作権法は、権利制限規定を利用の目的や場面ごとに個別具体的に規定しており、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘があった¹⁾。環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、「柔軟な権利制限規定」が盛り込まれた「著作権法の一部を改正する法律」が平成31年1月1日施行²⁾された（なお、本稿において、改正前の条文に言及する場合は旧法と付すことにする）。

本稿では、2019年69巻1号で掲載した「平成30年著作権法改正について」に続き、改正著作権法と米国フェアユース規定に関する判例との比較検討や、AIを用いた仮想のビジネスモデルへの当てはめによる実務への影響の考察を行う。なお、本稿に記載の見解は当委員会の検討に基づくものであり、何らの法的解釈を保証するものではないが、読者諸氏の行うビジネスの参考になれば幸いである。

* 2018年度 Copyright Committee

2. 米国フェアユース規定に関する判例と改正著作権法との比較検討

2. 1 所在検索サービスと著作権法

(1) 日本の著作権法 旧法第47条の6、同条の7と改正著作権法第47条の5について
第2章では、所在検索サービスと改正著作権法について考察する。

所在検索サービスは、「広く公衆がアクセス可能な情報の所在」(書誌情報、テレビ番組の名前等、情報へのアクセスの手掛かりとなる情報)を検索することを目的としたサービスをいう。具体例としては、書籍検索サービス、テレビ番組検索サービス、街中風景検索サービス、楽曲検索サービス等がある。所在検索サービスでは、検索結果の提供のため、サムネイル画像(画像を縮小して表示したもの)やスニペット(文章等の検索対象の一部)等の著作物を表示することが想定されており、当該表示には複製又は自動公衆送信を伴うと考えられる。

一方、旧法第47条の6及び同条の7を根拠として、所在検索サービスを行うことは、困難であると解されている。その理由は以下の通りである。すなわち、旧法第47条の6は、インターネットによる情報検索サービスを行う事業者が、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製及び自動公衆送信することができる旨の規定である。ただし、①検索サービスの対象物が送信可能化された情報(インターネットを介してアクセス可能な情報)に限定されているため、書籍やテレビ番組等の所在検索サービスは対象外と考えられる。また、旧法第47条の7は、電子計算機を用いた情報解析のために、必要と認められる限度において、著作物を複製することができる旨の規定である。情報解析をする際に著作物を複製することはできるものの、②当該サービスの結

果提供の際に著作物を複製又は自動公衆送信を行うことはできないため、所在検索サービスの根拠とすることは難しいと考えられる。

これに対して、第47条の5においては、①検索対象物が送信可能化された情報に限定されていないため、書籍やテレビ番組等、インターネット上に存在しない著作物に関する情報を求める場合も対象となる。また、②一定の要件のもと当該サービスの結果提供の際に著作物を複製及び自動公衆送信することが可能となるため、サムネイル画像やスニペット等の表示も可能になると考えられる。

(2) 米国の著作権法におけるフェアユース規定について

第47条の5が実務に与える影響を検討する前段階として、第2章では米国における2つの所在検索サービス(裁判例)を取り上げて考察を行う。当該裁判例のポイントを理解するための前提知識として、ここでは、米国の著作権法に規定されているフェアユースについて簡潔に解説する。

米国では、「著作物の公正な利用は著作権侵害とならない」という「フェアユース規定」が19世紀中頃に判例法により創設され、1976年に成文化された。フェアユース規定は、あらゆる場面が適用対象となり得る包括的かつ一般的な権利制限規定を認めるものである。私的利用、報道、引用、司法手続、新サービス関連のほか、営利目的での著作物の全部利用等の侵害事案においても、フェアユース規定の適用可否について争われている。

フェアユース規定(米国著作権法 第107条)は、表1の通り³⁾である。

なお、特定の行為が第107条の適用を受けるかどうかについては、これらそれぞれの要素(以下表1記載の①～④をいう)を認定し、さらにそれを他の要素の認定と比較衡量した上で、総

表1 米国著作権法 第107条

〈米国著作権法 第107条〉

第106条及び第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- ① 使用の目的及び性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）
- ② 著作権のある著作物の性質
- ③ 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性、および
- ④ 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響

上記の全ての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

合的な判断がなされる。

2. 2 フェアユースを肯定したGoogle Books 事件の控訴審判決

(1) Google Books事件 (The Authors Guild, Inc., et al. v. Google, Inc., 804F. 3d 202 (2d Cir. 2015))

(事件の概要)

原告ら(=上訴人)は全米作家組合(The Authors Guild, Inc.)及び自著の著者である個人3名である。被告(=被上告人)のGoogle Inc.(以下「Google社」という)が原告個人3名の著書を含む膨大な書籍を許可なくスキャンし、自社の提供するサービスにおいて閲覧に供する等の各行為について、原告らが著作権を侵害するとして、2005年9月にクラスアクション訴訟を提起(その後、2005年10月に大手出版社5社が訴訟を提起し併合)したものである。

(Google Booksの仕様)

Google Books (Google社が2004年10月にGoogle Printとして本格運用を開始、2005年11月にGoogle Book Searchに名称変更後、2009年6月に現在の名称であるGoogle Booksに変更)では、以下のような仕様になっている。

- ・ユーザが特定のキーワードを検索すると、Google社がスキャンしてデジタル化し、デー

タベース化してインターネット上で無料提供している数千万点の書籍について、データベース上の全てのテキストを対象とし、検索語句の使用頻度やフォントの大きさ等の要素を分析し、検索キーワードを本文に含む書籍のタイトルリスト、当該語句が書籍中で用いられた回数、書籍中で最も用いられた語句、書籍を購入できるオンライン書籍へのリンク(「この書籍の印刷版を購入」「電子書籍を購入」)等が表示される。

- ・Google社と世界の複数の大学図書館(「パートナー図書館」との提携による「図書館プロジェクト」)に基づいてデジタル化された、著作権保護期間内の書籍については、検索語句の前後数行がスニペット表示される。
- ・スニペット表示においては、書籍の1ページを8等分した大きさのスニペットが3つ表示される。
- ・1つの書籍全体の10%のページ、及び各ページのうち1スニペット部分(1ページの8分の1)がいかなる場合も表示されない(=ブラックリスト化)。そのため、理論的には書籍全体の78%が表示されるようになっている。
- ・辞書やレシピ、短文の詩等、1つのスニペットで足りるような場合や、権利者から要請があった場合にはスニペット表示されない。

(2) フェアユースの抗弁（米国著作権法第107条）に関する控訴審の判断（2015年10月16日判決）

本件訴訟では、第2巡回区連邦控訴裁判所は、以下のように判断しGoogle社による著作物の利用について、フェアユースを肯定した。

〈第1要素：当該使用の目的及び性質〉

第2巡回区連邦控訴裁判所においては、オリジナルの著作物と比較して、新しくかつ異なる何かを伝えること（変容力のある利用／“transformative use”）は、オリジナルの有用性を拡大することにより、「公衆の知に貢献」するという著作権の全体的な目的に資することから、フェアユース認定に有利に働くと判示されている⁴⁾。

Google Booksは、デジタル化して、表現された文章を包括的な単語インデックスへと変容し、読者や学者、研究者その他のものが書籍を発見するのに役立っていること、幅広い書籍の選択にユーザを向ける指針として機能させるためにテキストのスニペットを利用している点等を捉え、書籍を読むためのツールではなく、書籍に「取って代わる」ものではないと判断した。また、Google Booksのように検索を可能にするために書籍のデジタルコピーを作成するという目的は、オリジナルの著作物に価値を加え、新たな情報、新たな美的要素、新しい洞察・理解を創作するもので、オリジナルを高度に変容させるものであると評価された。

〈第2要素：著作物の性質〉

第2要素は、オリジナル作品が事実に基づいたものである点ではなく、オリジナルに関する情報を変容的に提供している点がフェアユースに肯定的に働くと示した。そのうえで、本件の事情の下においては、第2要素はフェアユースの判断に大きな意味をもたないと判断された。

〈第3要素：著作物全体との関係で使用される部分の量及び実質性〉

スニペット機能についてみると、分量及び実

質的に競合代替物として機能しうる程度に公衆に利用可能となっているかにより判断される。

Google Booksでは書籍の一部のブラックリスト化により理論的には78%が表示される。しかし、実際に原告らの弁護士が依頼したリサーチャーが何度も実験したところ、実際に表示されるのは書籍全体の16%までであり、かつスニペットの内容は連続せず書籍全体にランダムで表示されることが確認されていること等を踏まえ、オリジナルを代替する程度に至っているとはいえないと判断された。

〈第4要素：当該使用が当該著作権のある著作物の潜在的な市場や価値に与える影響〉

第4要素は、複製が市場においてオリジナルに競合する代替物をもたらし、潜在的な購入者がオリジナルよりもコピーを入手する可能性が高いといえ、著作権者に損失を与えるかという点に焦点をあてたものである。

Google社はスキャンした複製物を販売しておらず、複製物は書籍に代替するものではないこと、また、スニペットには表示されない部分があり、何度検索しても書籍全体を表示することはできないこと、断片的な情報しか入手できないこと等に着目し、スニペット表示によって検索者のニーズが満たされる等により書籍の販売意欲が多少減少することは否定できないものの、フェアユースを否定するには不十分であると判断した。

(3) 本判決の意義

控訴審においては、Google社がGoogle Booksにおいて許諾を得ていない書籍をスキャンしたデジタルコピーを作成する行為やスニペットへのアクセスを公衆に提供する行為等がフェアユースに当たると判断された。本判決においては、対象となる行為がオリジナルの著作物に「取って代わる」ことを超えて新たに価値を付加すること等により、高度に変容させた点を重視して

フェアユースを肯定した点で注目に値するといえる。一方で、本判決の第3要素・第4要素における判断が、今後第47条の5の軽微利用の該当性や、権利者へ与える不利益に関する判断の参考となる可能性がある。

2. 3 フェアユースを否定したTVEyes事件の控訴審判決

(1) TVEyes事件 (FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC., (No.15-3885 (2d Cir. 2018)))

テレビ・ラジオ番組検索サービスのビデオクリップ視聴機能について原審（ニューヨーク州南部地区連邦地裁2014年9月9日判決）の判決を覆してフェアユースが否定されたTVEyes事件の控訴審判決（2018年2月27日判決）について考察し、Google Books事件におけるフェアユースの判断との違いを検討する。

（事件の概要）

メディアモニタリングサービス提供事業者であるTVEyes, INC.（以下「TVEyes社」という）は、大量のテレビ・ラジオ番組（FOX News Network, LLC（以下「FOX社」という）の番組を含む）を録画してテキスト検索が可能なデータベースを構築し、利用者に対して、検索に合致するビデオクリップ等を提供している。

これに対して、ライブ放送・放送済みのニュースクリップの提供サービスを行い、かつ当該サービスを第三者にライセンスすることでライセンス収入を得ているFOX社は著作権侵害であるとしてサービスの差止を求めて提訴し、原審では当該サービスのビデオクリップ視聴機能についてフェアユースの成立が認められたものの、控訴審ではフェアユースを否定する判断がなされた。（なお、控訴審ではテキスト検索が可能なデータベースを構築する点におけるフェアユースの成否については争われなかった。）

（TVEyesサービスの仕様）

- ・1,400以上のテレビ・ラジオ番組を24時間毎日録音・録画し、放送に伴うクロズドキャプション（字幕）も複製し、そのテキスト検索が可能なデータベースを構築している。
- ・利用者が検索語を入力するとヒットするビデオクリップのリストが提供され、サムネイルイメージをクリックすると検索語の14秒前からビデオ再生し、検索語がハイライトされた字幕が表示される。
- ・1つのビデオクリップは10分を超えて視聴はできないが、無制限に何本でも何回でもクリップ再生できる。
- ・ビデオクリップをダウンロードし第三者に電子メールで送付することができる。
- ・月額約500ドルの事業者向けサービスである。

(2) フェアユースの抗弁（米国著作権法第107条）に関する控訴審の判断

本件訴訟では、第2巡回区連邦控訴裁判所において、以下のように視聴機能について判断しフェアユースを否定した。

〈第1要素：当該使用の目的及び性質〉

著作物の使用が変容的か否かの評価において、TVEyesサービスの視聴機能については、ユーザが関心のある番組を検索して特定することを可能とした点においてGoogle Booksと類似する。また、放送された時間・場所に関係なくユーザが後で番組を視聴するために録画することについては、視聴機能について使用目的が変容的である。しかし、伝達方法は変容しているものの提供されるコンテンツそのものは全く変容していないため変容の程度は大きくなく、さらに営利目的の利用はフェアユースに否定的に作用するとして、わずかながらフェアユースを肯定的に判断した。

〈第2要素：著作物の性質〉

TVEyes社は、FOX社のコンテンツは「事実」であることからフェアユースに有利に働くと主

張したが、裁判所は、ニュースを報道するコンテンツは「事実的な著作物」であるとしてTVEyes社の主張を認めずに、第2要素は本件では重要な役割を持たないとしてフェアユースの判断において有利にも不利にも働かないと判断した。

〈第3要素：著作物全体との関係で使用される部分の量及び実質性〉

TVEyesサービスは、最長10分のビデオクリップを提供する結果、実質的に利用者がFOX社のニュース番組のほぼ全てを閲覧することができる。

Google Books事件では、スニペット機能においてユーザに表示される分量に制限を課すことによりオリジナルの著作物を代替するものではないと判断されたが、裁判所は、このTVEyesサービスの視聴機能が著作物の重要な部分を提供しているとして明確にFOX社に有利（フェアユースを否定）に判断した。

〈第4要素：当該使用が当該著作権のある著作物の潜在的な市場や価値に与える影響〉

TVEyes社は、FOX社のコンテンツをビデオクリップ形態で利用者に提供することにより当該サービスの価値を増していることから、当該コンテンツの提供についてFOX社に対してロイヤリティを支払うべきであり、またTVEyes社がFOX社に無断で利用者にFOX社のコンテンツを提供することにより、FOX社がTVEyes社又は類似業者からライセンス収入を得る権利を奪っているとして、フェアユースを否定的に判断した。

上述のとおり、第1要素においてわずかにフェアユースに有利に判断されたものの、第3要素においてTVEyesサービスの視聴機能により利用者がFOX社のコンテンツのほぼ全てを視聴し得ること、第4要素においてFOX社が著作権者としてライセンス収入を得る権利を奪わ

れていることから、明確にFOX社に有利に判断しフェアユースが否定された。

(3) 本判決の意義

表2に、Google Books事件及びTVEyes事件における各要素の主要な判断結果を対比してまとめた。

Google Books事件においては、スニペット機能において表示される分量等が制限されていることを踏まえオリジナルの著作物を代替するに至っていないと判断され、また新たに価値を付加すること等により高度に変容させた点を重視してフェアユースを肯定した。一方、TVEyes事件では、著作物の利用がいくらか変容的であったとしてもオリジナルの著作物のほぼ全てが利用者に提供されてしまうことによる著作物の潜在的市場や価値に与える影響が、フェアユースの判断で重要な重みをもつことを示したといえるだろう。

2. 4 改正著作権法第47条の5の検討

(1) 検討事項

第47条の5（表3）では、従来の個別具体的な要件ではカバーできなかった現在又は将来のニーズに柔軟に対応するため、相当程度柔軟性のある規定が整備されている。従って、サービス提供者は想定サービスが制限規定に該当するかを判断する際、著作物の利用目的や態様、権利者に及ぼす不利益の度合い等を、当該規定に照らして総合的に判断することが求められる。本節では、2. 2及び2. 3の米国判例におけるフェアユース規定の適用に係る論点を参考に、第47条の5に定める要件について、その判断基準を推考する。なお、上述の米国判例において、フェアユース規定の第1要素は、どちらの事件においてもその目的がフェアユース認定に有利に働くことが示されており、一定程度サービス提供者の予見が可能なものと考えられる。また、

表2 Google Books事件及びTVEyes事件における各要素の主要な判断結果の対比

要素	フェアユースの判断	Google Books事件 (フェアユースを肯定)	TVEyes事件 (フェアユースを否定)
第1要素	有利	・デジタル複製の目的は検索を可能にし、検索用語を含む書籍についての優位な情報を提供することである。	・放送された時間・場所と関係なくユーザによって望ましい時間・場所で視聴できる。
	不利	・書籍全文の複製である。	・サービスが営利目的である。 ・コンテンツの伝達方法は変容しているが、コンテンツそのものは全く変容しておらず変容の程度は大きくない。
第2要素	—	省略	省略
第3要素	有利	・検索機能との関係では、複製物を公衆に提示していない。 ・書籍全体の22%は絶対にスニペット表示されない(ブラックリスト化)。 ・実際は全体の16%しか表示されないうえに、ばらばらかつランダムで表示される。	—
	不利	・書籍全文の複製である。 ・計算上、書籍全体の78%は表示されてしまう。	・最長10分のビデオクリップを利用者に提供することによりFOX社の番組のほぼ全てを視聴できるため、著作物の重要な部分を提供している。
第4要素	有利	・Google社はスキャンした複製物を販売していない。 ・スニペットには絶対に表示されない部分があり、書籍全体の表示はできない。 ・書籍の注文を容易にするために書店へ誘導するリンクを貼っている。	・原審では、ニュースクリップが放送後32日経過後は入手できないこと等がフェアユースに有利と判断されたが、控訴審では論点として扱われなかった。
	不利	—	・TVEyesサービスによりFOX社の許諾なく利用者にFOX社のコンテンツが提供されることにより、FOX社が著作権者としてライセンス収入を得る機会を奪っている。

表3 第47条の5(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等)

<p>〈著作権法 第47条の5〉</p> <p>電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者は、公衆への提供又は提示が行われた著作物について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうち…(略)…に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであることを知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(下線は筆者による)</p> <p>一～三(略)</p>
--

第2要素については要素単独でフェアユースの認定に大きな影響を与えるものではないとして扱われている。そのため、主に第3要素及び第4要素に注目し、第47条の5の要件のうち「軽微利用」「著作権者の利益を不当に害しない」について検討を行う。

(2) 「軽微利用」について

表4は第47条の5の規定にフェアユース規定の各要素をあてはめたものである。また、今般の改正にかかる国会答弁で示された具体的事例をそこに追加した。

第47条の5ではフェアユース規定の第3要素に類する内容として「軽微利用」が定められており、表4に記載する(i)～(iv)の4つの要素が示されている。

〈Google Booksの場合〉

スニペット機能に関し、書籍の一部のブラックリスト化によって表示分量に制限がかけられており、その結果、検索者はオリジナルを代替するだけの内容には辿りつけない。また、辞書やレシピ、短文の詩といった1つのスニペットで足りるような著作物（1つの著作物における

相対的な割合において「軽微な利用」とは言えなくなる可能性があるもの）は表示の対象から除外されていた。

以上のような仕様を踏まえれば、スニペット機能は理論的にも利用の実態としても、オリジナルの代替物としては機能しない程度に利用が限定されており、第47条の5における「軽微な利用」の認定においても有利に働くのではないだろうか。

〈TVEyesサービスの場合〉

ビデオクリップの提供に関し、最長10分という通常のニューストピックの長さを前提にした場合、番組のほぼ全てを提供することになる蓋然性が高い仕様で提供されていた。1つの著作物を丸々閲覧してしまうことが可能であったことを重視すれば、その量や割合において「軽微な利用」の認定には不利に働く可能性がある。

(3) 「著作権者の利益を不当に害しない」とは

表4に示すように、「著作権者の利益を不当に害しない」とは、提供される著作物が、オリジナルの著作物の市場で競合する代替物として機能するものかどうか、その結果として権利者

表4 第47条の5の説明事例及びフェアユースとの対応関係

著作権法 第47条の5	国会答弁での文化庁説明事例	フェアユース要素のあてはめ
利用（当該公衆提供提示著作物のうち (i) その利用に供される部分の占める割合 (ii) その利用に供される部分の量 (iii) その利用に供される際の表示の精度 (iv) その他の要素 に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる	(i) 楽曲であれば、全体の演奏時間のうち何%にあたる時間が利用されているか (ii) 小説であれば、どの程度の文字数が利用されているか (iii) 写真の画像データであれば、どの程度の画素数で利用されているか (iv) 写真の紙面への掲載であれば、何平方センチメートルの大きさで利用されているか ⁵⁾	第3要素
その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない	一般的に利用者の有している当該著作物の試聴にかかわる欲求を充足することになって、そのオリジナルの著作物の試聴等に係る市場に悪影響が及ぶような場合（言い換えれば、いわばコンテンツ提供サービスと評されるような場合）は、権利制限の対象にならない ⁶⁾	第4要素

の利益を不当に害することがあるかどうかを考慮されると説明されており、オリジナルの著作物を代替するものであるかどうか重要な判断要素と考えられる。なお、文化審議会において映画等を事例にオリジナルの著作物の最も重要な部分（核心部分）が利用された場合と、重要性の低い部分が利用された場合とでは、前者の方がオリジナルの著作物の価値を損なうおそれが高く、結果としてオリジナルの著作物に代替しうる（権利者に不利益を及ぼす）可能性が指摘されている⁷⁾。

〈Google Booksの場合〉

Google Booksの場合、デジタル化したデータ自体の販売をしておらず、オリジナルの著作物の販売に代替するものではない。むしろ、書籍に関する情報を多くの人々の目に触れるようにすることで、オリジナルの著作物の販売の促進に資する可能性を与えている。

前述したとおり、スニペット機能によってオリジナルの著作物を代替しないように制限がかけられていたことも鑑みれば、Google Booksによるオリジナルの著作物への経済的な不利益はないまたは小さく、「著作権者の利益を不当に害しない」の要件について有利に働くのではないだろうか。

〈TVEyesサービスの場合〉

TVEyesサービスの場合、FOX社の番組ほぼ全てが視聴される蓋然性が高い仕様でサービスを提供し、オリジナルを代替しうるコンテンツからライセンス収入を得ていた。仮に、仕様上の最大機能をもって有利不利の判断がなされるとすれば、オリジナルの著作物の核心部分を含めた代替物としてFOX社のライセンス市場における利益を奪うことになり、「著作権者の利益を不当に害しない」の判断に不利に働く可能性がある。

(4) 実務上の留意点

今回、米国における2つの所在検索サービスについて、第47条の5の「軽微利用」及び「著作権者の利益を不当に害しない」の要件に照らして検討を行った。なお、各要件の判断基準は、オリジナルの著作物に及ぼす影響の度合いを軸に評価した。

前述したとおり、基本的には米国判例同様の結論となりうる可能性が高いものと考えられる一方、例えば、オリジナルの著作物の市場の範囲をどこまで認めるか、サービス仕様と利用の実態が乖離する場合の影響をどうみるか、どの程度の不利益の度合いをもって権利者の利益を害することになるのか、等は条文上明確ではなく、要件の解釈をするにあたって不確定な要素が含まれる。

また、著作物の利用目的や著作物の種類が異なれば、オリジナルの著作物に及ぼす影響の度合いも異なることが考えられ、前述の不確定な要素とあわせてサービス個別に検討が求められる。

3. 具体的なビジネスモデルにおける検討

3.1 情報解析・情報解析サービスと著作権法

ここまで、第47条の5における判断要素について、所在検索サービスに関する米国の判例を参照しつつ検討してきた。本章では、情報解析に関する仮想のビジネスモデルを設定し、今回の改正著作権法の効果を検討していきたい。具体的には、柔軟な権利制限規定の検討の過程で新たなニーズの例として挙げられたAI開発のためのディープラーニングと第30条の4との関係、評判分析サービスと第47条の5との関係について考察する。

3.2 AI開発のためのディープラーニング

事例の内容は次のとおりである。

事業者A社が自社のサービスに用いるためのAI（学習済みモデル）を導入したいと考え、ソフトウェア開発会社B社が有するAIプログラムを活用して開発するというものである。学習済みモデルの開発の流れは図1に示すとおりであるが、生データを収集・蓄積し（記録）、その生データからAIプログラムに学習させるための学習用データを作成し（翻案）、その学習用データをAIプログラムに学習させる（情報解析）という過程を経る。この過程における「記録」、「翻案」、「情報解析」について、それぞれ誰が行為主体になるのか、様々なバリエーションが考えられる。

まず、この事例における著作物を整理する。

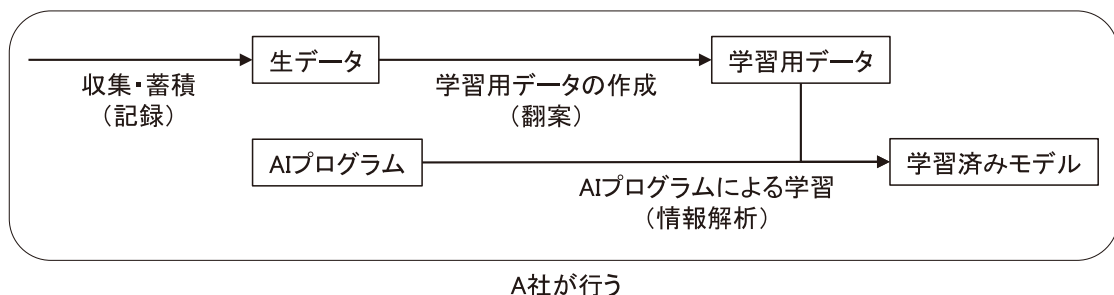
生データに含まれる著作物の著作権者は、それを創作した者（例えば、文章ならばそれを書いた者、画像ならば撮影した者）である。

B社が有するAIプログラムは、著作権法におけるプログラムの著作物であり、著作権者はB社とする。

学習用データ及び学習済みモデルの権利関係は、その作成に関与する当事者たちの契約により定められることになると考えられる。

では、AI開発のためのディープラーニングと新旧著作権法との関係をみていこう。旧法第47条の7においても、情報解析を行うことを目的とする著作物の記録媒体への記録又は翻案は著作権者の承諾なく行うことができた。ただ、①「情報解析」の定義が「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の『統計的な』解析を行うことをいう（二重かぎ括弧は筆者による。以下同様）」とされていたことから、AI開発のためのディ-

改正前 すべての行為の主体が同一でなければならない？



改正後 それぞれ行為の主体が異なっても良い。

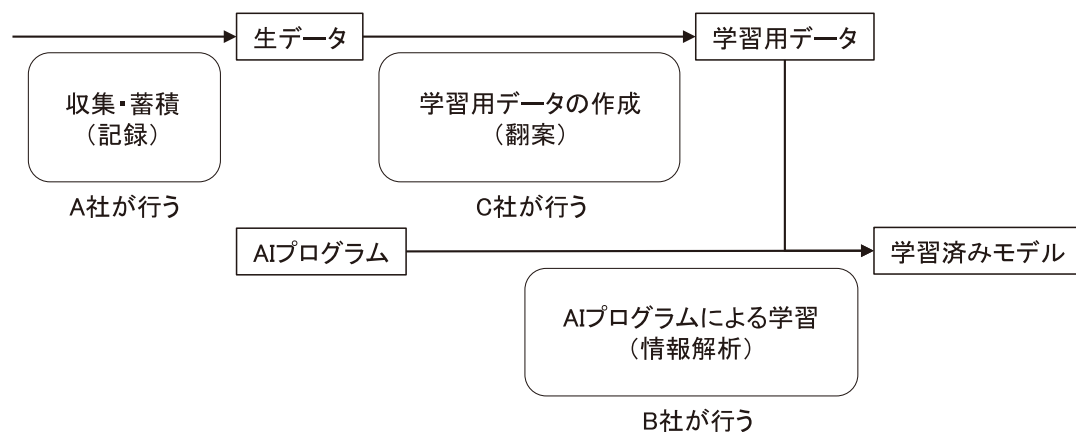


図1 「学習済みモデル」開発の流れ

プラーニングで採用される「統計的な解析以外の解析（代数的、幾何学的な解析）」が「情報解析」に含まれないと解される可能性があった。また、②「情報解析を行うことを『目的』とする場合には（中略）行うことができる」との規定ぶりから、情報解析を行う主体と記録又は翻案を行う主体は同一でなければならず、これらが異なる場合には違法と解される可能性があった（図1）。

①について、改正著作権法では、「情報解析」の定義（第30条の4）から「統計的な」の文言が削除され、AI開発のためのディープラーニングで用いられる「統計的な解析以外の解析（代数的、幾何学的な解析）」も適法であることが明確になった。

また、②について、A社が単独で生データの収集、学習用データの作成、AIプログラムによる学習を行う場合は適法であることに疑問はないが、このうち一つでもA社以外の者が行うことは違法と解されるのではないかという可能性があった。

第30条の4では、「情報解析の用に供する場合」（同条第2号）に、「著作物は（中略）思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には（中略）いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と規定されている。旧法では「情報解析を『目的』とする場合」であったところが、「情報解析の『用に供する』場合」とされたことにより、情報解析を行う他者のために著作物の複製等を行うこと、すなわち行為主体が異なる場合も明確に適法と解することができるようになったと言えるであろう。

また、「いずれの方法によるかを問わず」と規定されたことから、利用の態様は複製・翻案に限定されず、例えば作成したAI開発用のデータセットを譲渡したり、複数の事業者で共有するような行為（公衆送信等）も認められるこ

ととなった。

以上のことから、この事例において、A社は、生データの収集は自ら行い、C社に対して生データを加工して学習用データを作成することを依頼し、AIプログラムを有するB社に対してAIプログラムによる学習を依頼するといったことも適法に行うことができると考えられる（図1）。

この事例以外にも記録・翻案・情報解析を行う者の組み合わせには様々なバリエーションがあり得るだろうが、いずれも第30条の4の要件を満たす限り、適法と解することができるであろう。

3.3 情報分析サービス

第47条の5の具体的なサービスへの適用を考えるに当たっては別途、情報分析サービスの一形態である評判分析サービスを事例として想定する。

事例の具体的な内容については図2に示す通りである。例えばA社から同社製品Xについての評判分析を依頼された評判分析サービス事業者B社は、webサイトや新聞・雑誌等の各媒体に掲載された製品Xに関するレビュー・評価を収集してデータベースを構築し、評判分析用に予め作成された学習済みモデルにそれらのデータを入力して、得られる分析結果をA社に成果物として納品する。

旧法第47条の7では、情報解析のための著作物の複製こそ許されていたものの、その結果の提供に付随して解析の対象となった著作物そのものを利用することはできなかった。つまり本件評判分析サービスを例にとれば、評判を分析した結果に伴う形であったとしても、程度に関わらず、「実際にどのようなレビューがあったか」という実例を提供することができなかったということである（レビュー文等自体の著作物性の有無は個別具体的に判断しなければならな

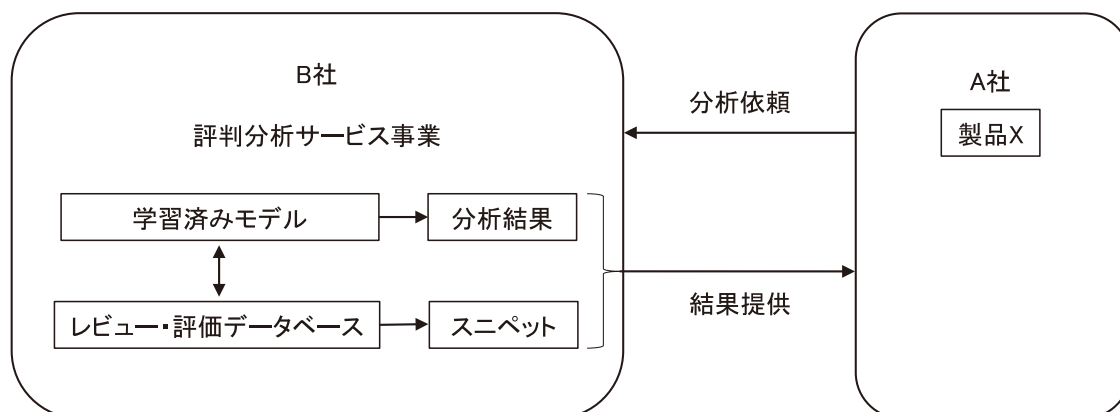


図2 評判分析サービス

いが、著作物と判断される可能性がある以上、ビジネス上は利用し難かったと考えられる)。

しかし今回の改正により、情報分析の結果提供に付随する形であれば、著作権者の利益を不当に害しない限りにおいて、いずれの方法によるかを問わず、著作物の軽微利用を行うことができるようになった。「軽微利用」及び「著作権者の利益を不当に害しない」の要件の詳細については既に第2章で検討したとおりであるが、例えば分析結果とともに、実際のレビュー文の一部をスニペット表示することが可能になると解される。

さらに、第47条の5第2項の規定により、結果提供に伴う著作物の軽微利用が予め想定される場合、その準備行為に際し、著作物の複製等が認められることとなった。

4. おわりに

第2章では2つの米国裁判例を参考とし第47条の5の重要な論点となり得るであろう2つの要素の検討を行い、第3章では仮想ビジネスモデルを想定したうえで第30条の4、第47条の5がサービスに与える影響を考察した。

前述の通り、旧法では具体的な要件に該当する場合のみ権利制限が行われていたが、改正後は現在及び将来のデジタル化・ネットワーク化した社会におけるビジネスニーズに柔軟に対応

するべく、ビッグデータを活用したサービス等における著作物利用の拡大、及びイノベーション促進を目指した柔軟性のある規定が整備された。

その結果、利用者としては、改正前と比べてより柔軟に著作権者の許諾なしに新たなビジネスを行うことができたようになった反面、許諾なしで著作物を利用できる範囲を改正著作権法検討過程や先行する裁判例に照らして合理的に解釈し、自社ビジネスリスクを軽減することが必要となる。

一方、著作権者としては、著作権者の利益を通常害さない行為、及び著作権者に及ぶ不利益が軽微な行為については、改正著作権法の趣旨に照らし一定程度の権利制限を受けることとなった。また、学習用データに取り込まれてしまった著作物については原則的には外部に触れる機会は少なくなるので、自身の著作物が不正に複製等されているかどうかの検証が難しい点は従来同様である。著作権者として不利益が生じることを防止するため、著作物利用検知手段や利用契約において利用許諾範囲を明確に定める等、引き続きの検討が必要である。

なお、今回の法改正を契機として、制度の適切な運用や更なる制度の改善に向けて、ガイドライン等の整備が文部科学省にて検討されている⁸⁾。当該ガイドラインでは、抽象的な要件を規定したものについて、法の適用範囲について

の予測可能性を確保するため、関係者のニーズや国に期待される役割を踏まえた整備がなされる予定であり、実務上の留意点を検討するうえで参考になると思われる。引き続き関係省庁の動向を注視されたい。

なお、本論説は、2018年度著作権委員会のメンバーである、村上隆平(委員長:アイスタイル)、岡洋子(副委員長:エヌ・ティ・ティ・データ)、熊野まり(副委員長:富士通)、河野智子(副委員長:ソニー)、野村真弓(副委員長:日本アイ・ビー・エム)、樋地優香(副委員長:パナソニック)、都築俊介(日本ユニシス)、西川英毅(日本電信電話)、佐保優一(ソフトバンク)、鈴木綾乃(楽天)、松本茂樹(トヨタ自動車)、板倉侑輝(SCSK)、倉本妙(NTTドコモ)、木須康一郎(ヤマハ)、今井理恵子(ヤフー)が執筆した。

注 記

- 1) 平成30年6月20日 文部科学省文化庁 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会(第1回) 参考資料3-2
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_01/pdf/r1406584_09.pdf
- 2) ただし、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。
- 3) CRIC 公益社団法人著作権情報センターによる和訳
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_cla.html#107
- 4) 変容的利用に関するこのような考え方は、Campbell事件最高裁判決において示されたものである。(なお、Harper事件において、連邦最高裁は第4

要素が重要であると述べているのに対し、本件では第2巡回区連邦控訴裁判所が第1要素である「変容力のある利用」を重視して判断しているが、判例の変更があったものではなく事案を異にしていると説明された。)

- 5) 文部科学委員会議録 第6号 平成30年4月11日
- 6) 文部科学委員会議録 第5号 平成30年4月6日
- 7) 文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)
- 8) 知的財産推進計画2018 p.25
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2018.pdf>
(URL参照日は全て2018年11月26日)

参考文献

- ・増田雅史「Google Books訴訟 フェアユースを認めた控訴審判決 (Authors Guild, Inc. v. Google, Inc., 804 F.3d 202 (2d Cir. 2015))」コピライト2016年4月(公益社団法人著作権情報センター)
- ・上野達弘, 西口元 編著「出版をめぐる法的課題(その理論と実務)」2015年7月14日(日本評論社)内, 石新智規 第4章[3]「Google Books事件の示唆するもの」
- ・松田政行「柔軟な権利制限規定として導入される書籍所在情報検索サービスの適法性の限界 - Google Booksにおけるスニペット等表示を検証する」NBL著作権政策フォーラムNo.1119 2018年4月1日(文化庁)
- ・石新智規「FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC (2018年2月27日:控訴審) -メディアモニタリングサービスについてフェアユースを認めた原審を覆した事例 -」SLN (SOFTIC LAW NEWS) No.160 2018年5月(一般財団法人ソフトウェア情報センター)
- ・奥邨弘司 著作権委員会内講演「Google Books 事件判決からみる柔軟性のある権利制限規定」2018年7月

(原稿受領日 2018年11月1日)